

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進するため、県内において再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費に充てるため予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、県内において第3条に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）とする。

(交付対象事業及び交付金額)

第3条 補助金交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付申請書」(様式第1号、以下「交付申請書」という。)に別表2に掲げる書類を添付して別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しな

なければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により申請のあった事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、本補助金の交付決定をする場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、交付の対象となった事業（以下、「補助事業」という。）が、別表3に掲げる事由の一つに該当するときは、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(変更承認申請)

第7条 補助事業者は前条第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号、以下「変更等承認申請書」という。）に別表4に定める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 知事は、変更等承認申請書の提出があったときは、審査の結果を様式第4号により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けて再生可能エネルギー熱利用設備を設置（以下、「補助事業」という。）した補助対象事業者（以下、「事業実施者等」という。）は、再生可能エネルギー熱利用設備の設置が完了した場合、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金実績報告書」（様式第5号、以下「実績報告書」という。）に別表5に定める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場

合を含む。)後 30 日を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定及び返還)

第 9 条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者の様式第 6 号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第 10 条 知事は、前条の規定により額の確定通知をした後に支払うものとする。ただし、概算払いを受けようとする場合は、補助事業者は、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金支払請求書」(様式第 7 号、以下「請求書」という。)により知事に提出するものとする。

2 知事は、請求書を受理したときは、補助事業者に速やかに支払うものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 11 条 第 4 条第 2 項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで交付の申請をした補助事業者は、第 8 条の実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで交付の申請をした補助事業者が実績報告をする場合において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした補助対象事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書」(様式第 8 号)により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(実施状況報告)

第 12 条 補助事業者は、再生可能エネルギー熱利用設備の設置後 1 年間、その事業実施状況について、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金事業実施状況報告書」(様式第 9 号)を提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 13 条 規則第 13 条により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の規定によるものとする。

2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金に係る財産処分承認申請書」(様式第 10 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産 1 件あたりの取得価格又は効用の増加価格が 500 千円未満のものはこの限りではない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る処分をしたことにより、収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることが出来るものとする。

(書類の整備等)

第 14 条 補助対象事業者は、補助事業に係る売電収入等の収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から法定耐用年数が満了するまでの間保存しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。